

とっとり国保連 Times

2024年
7月号

【鳥取県国民健康保険団体連合会】

〒680-0061 鳥取市立川町 6 丁目 176 番地 鳥取県東部庁舎 5 階

TEL:0857-20-3684(審査課)

HP:<https://www.kokuho-tottori.or.jp>



@torikokuhoren

X(旧 Twitter)用
QR コードはこちら→



鳥取県国民健康保険
マスコットキャラクター
けんぞうくん

請求日程等

【診療報酬等明細書】

診療月	増減点等 通知書発送日	診療報酬等支払日		支払通知書 発送予定日
		電子請求	紙請求	
2024年 6月	8月2日(金)	8月20日(火)	8月29日(木)	【目安】 支払日の3営業日前
2024年 7月	9月4日(水)	9月20日(金)	9月27日(金)	

【出産育児一時金】

提出月	出産育児一時金支払日		支払通知書 発送予定日
	正常分娩分	異常分娩分	
2024年 7月	8月5日(月)	8月21日(水)	【目安】 支払日の3営業日前
2024年 8月	9月5日(木)	9月19日(木)	

※支払通知書は支払日の3営業日前を目安に発送予定ですが、前後する場合があります。

振込額データ公開日程

以下帳票種別①～⑨について、オンライン請求システムよりPDFファイルのダウンロードが可能となっています。下表のとおりデータを公開しますので、ぜひダウンロード機能をご活用ください。

帳票種別	①支払額決定通知書(国保/後期)	⑥後期高齢者過誤調整結果通知書
	②支払額決定通知書内訳書(国保/後期)	⑦公費負担医療過誤調整結果通知書(国保・後期)
	③増減点返戻通知書(国保/後期)	⑧資格確認結果連絡書(原審査)
	④過誤・再審査結果通知書(国保/後期)	⑨資格確認結果連絡書(再審査)
	⑤国民健康保険過誤調整結果通知書	

帳票種別	2024年											2025年	
	3月 請求分	4月 請求分	5月 請求分	6月 請求分	7月 請求分	8月 請求分	9月 請求分	10月 請求分	11月 請求分	12月 請求分	1月 請求分	2月 請求分	
①	4/16	5/14	6/14	7/17	8/14	9/14	10/16	11/14	12/14	1/15	2/14	3/14	
②	(火)	(火)	(金)	(水)	(水)	(土)	(水)	(木)	(土)	(水)	(金)	(金)	
③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	4/5	5/5	6/5	7/5	8/5	9/5	10/5	11/5	12/5	1/5	2/5	3/5	
	(金)	(日)	(水)	(金)	(月)	(木)	(土)	(火)	(木)	(日)	(水)	(水)	

※データのダウンロード期限は公開から **3ヵ月まで**となります。期限後はダウンロードが一切できなくなりますのでご注意ください。

レセプト休日受付日等

請求年月	請求締切日	休日受付日 【9:00~17:00】	受付場所
8月	10日(土)	10日(土)	鳥取県国民健康保険団体連合会 事務室 (鳥取県東部庁舎 5階)
9月	10日(火)	—	

※レセプトを郵送いただく場合は **10日必着** をお願いいたします。

【オンライン請求システムについて】

オンライン請求システムによる請求の受付時間は以下のとおりです。(土、日、祝日含む)

5~7日⇒8:00~21:00 8~10日⇒8:00~24:00

(不具合等によりシステムの開通時間が変更となる場合がありますので、オンライン請求システムのお知らせをご確認ください。)

※エラーが発生していないかご確認の上、請求確定ボタンを必ず押してください！

令和6年度診療報酬等改定に伴う請求上の注意について

令和6年6月1日より診療報酬、調剤報酬の改定が実施され、令和6年7月は改定後最初の請求月にあたります。報酬改定直後の請求では、施設基準の変更届出漏れやレセプト摘要欄への記載不備等でレセプトが返戻となるケースが多く発生します。請求にあたっては、これらについて事前に十分ご確認いただくようお願いします。

＜ポイント① 「外来・在宅ベースアップ評価料」(新設)に関する施設基準変更の届出について＞

- ・6月診療分より算定する場合、評価料(Ⅰ)については6月21日までに、評価料(Ⅱ)については6月3日までに地方厚生局へ施設基準の変更届が提出されている必要があります
 - ・7月以降については、(Ⅰ)(Ⅱ)いずれも算定月の3日までに届出が必要です
- ※評価料(Ⅱ)は、評価料(Ⅰ)による賃上げ水準が一定の水準(給与総額の1.2%)に達しないと見込まれる無床診療所または訪問看護ステーションが算定可能な上乗せ加算です。その他の病院または有床診療所の上乗せ加算としては、「入院ベースアップ評価料」(新設)が算定可能です。

＜ポイント② 新型コロナウイルス関連検査料算定における摘要欄の記載について＞

新型コロナウイルス関連の各検査におけるレセプト摘要欄への検査必要理由、実施年月日等の記載事項については、今報酬改定を受けて下記のとおり変更となっています。その他の摘要記載と併せてご注意ください。

検査名称	摘要欄への記載事項
SARS-CoV-2 核酸検出	検査結果が陰性であるが、COVID-19 以外の診断が付かないため追加で算定した場合、検査が必要と判断した医学的根拠を記載
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出	
SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出	
SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出	
ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 (SARS-CoV-2 核酸検出を含まない)	検査実施年月日を記載 (特定の場合において、治療内容も記載)
ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 (SARS-CoV-2 核酸検出を含む)	検査が必要と判断した医学的根拠を記載